

検査結果で、B型肝炎ウイルス感染が判明した方へ 集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに感染した方には 給付金が支給されます

手続きをご検討ください

給付金額の目安(病態別)

B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は以下のとおりです。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性肝炎	1,250万円
無症候性キャリア	50万円



注) 経過期間によって給付金額が変わることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

対象となる方

以下の4つの要件を満たす方が対象となります。

1. B型肝炎ウイルスに持続感染(※)している方

(※) 6ヶ月以上の間隔をあけた連続した2時点において、HBs抗原が陽性(検査結果が「+」)である場合に、持続感染が認められます。

- ・HBV-DNA陽性またはHBe抗原陽性の検査結果でも同様です。
- ・HBc抗体陽性(高力値)の検査結果の場合、1時点の検査結果でも持続感染が認められます。

2. 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方

3. 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方

4. 集団予防接種以外の感染原因(輸血等)がない方

上記1～4の要件を満たす母親や父親から感染した方も対象となります。

裏面もご覧ください



給付金を受けるための手続き

給付金を受け取るためには、裁判所の仲介の下で和解協議を行います。



- 給付金対象者の**4つの要件**を満たしているかを確認する
(4つの要件は表面をご参照ください)

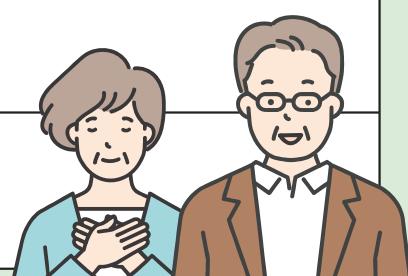


- 医療機関などから必要な**書類**を集める



- 書類を**裁判所**に提出する

これらの手続きは、弁護士等に依頼することも可能です。



実際に提訴した方の体験談



Aさん（70代男性）

病院で受けた定期検査で、B型慢性肝炎と診断されました。

給付金制度は自分に関係ないと思っていましたが、家族から「一度相談してみたら」と言わされたので、緊張でドキドキしながら電話をかけ、弁護士に相談しました。

最初は「裁判に出なければならない」と気が重かったのですが、和解までの手続きは意外とシンプルで、弁護士の協力もあり、国と和解し給付金を受け取ることができました。

ぜひ、勇気を出して国や弁護団に相談してみてはいかがでしょうか。



Bさん（40代女性）

ある手術を受ける際の精密検査で、B型肝炎ウイルスの感染者であると判明しました。

医師から、「症状の無い人でも突然肝臓がんになるリスクがある」ことを聞き、定期的に検査を受けていましたが、和解後は国の制度を利用し無料で検査を受け、定期検査手当（15,000円／回）も受け取っています。

肝炎や肝がんを早期発見するためには定期的な検査が重要です。

訴訟の事がよくわからず、忙しさもあり、先延ばしにしていましたが、和解して、安心できる環境がつくれました。

■ 必要な書類や手続きについて詳しく知りたい方へ

→厚生労働省ホームページで、訴訟手続き方法やよくあるご質問等をご確認いただけます。

訴訟に関するQ&Aは
こちらから→

B型肝炎訴訟 検索



■ 検査値や病気について相談したい方へ →検査を受けた医療機関にご相談ください。

■ 訴訟全般について相談したい方へ →厚生労働省の電話相談窓口または弁護団にご相談ください。



厚生労働省 電話相談窓口

電話：03-3595-2252

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

2025年11月発行